

秋田県と佐川急便株式会社との包括連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、持続可能で活力ある地域づくりの推進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域防災対策に関する事
- (2) 県産品の流通・販売促進に関する事
- (3) 安全・安心なまちづくりの推進に関する事
- (4) 環境にやさしい活動への支援に関する事
- (5) 女性の活躍推進及び雇用の促進に関する事
- (6) その他、地方創生やSDGsに関する事

2 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年11月28日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹敬久

乙 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
佐川急便株式会社
代表取締役社長

本村正秀

「秋田県と佐川急便株式会社との包括連携協定」に基づく
具体的な連携事項

1 地域防災対策に関すること

- (1) 災害時における支援物資供給体制の総合的な物流支援
 - ・ 災害発生時、又は都道府県間相互の応援措置を行う場合における、物資の受入・配送についての総合的支援
- (2) 防災訓練等への参加協力や物流観点でのノウハウの提供
 - ・ 秋田県総合防災訓練をはじめとする県が主催する各種訓練への参加
 - ・ 秋田県防災ポータルサイトの周知に協力
- (3) 災害発生時の観光客等への避難の呼びかけ
 - ・ 災害発生時に観光客等への避難の呼びかけや避難場所への支援物資の配送を支援
- (4) 災害備蓄品の保管・管理・運用
 - ・ 保有している災害備蓄品や対策品の保管・管理・運用の支援
 - ・ 自治体連携で保有する共同備蓄の運用を提案
 - ・ 災害備蓄品の廃棄ロスの削減を支援

2 県産品の流通・販売促進に関すること

- (1) 農産物出荷支援
 - ・ 農産物のミルクラン輸送（回収、J A 倉庫や直売所への輸送）
- (2) 地場産品のPR・販路及び消費拡大への協力
 - ・ 「秋田ブランド」の販路拡大に協力
 - ・ 海外出荷の支援

3 安全・安心なまちづくりに関すること

- (1) オンライン診療やオンライン服薬指導等のトータルサポート支援
 - ・ メディカル輸送のノウハウを活かした体制構築及び物流面での支援
- (2) 配送時等の高齢者等の見守り活動
 - ・ 郵便物がたまったポストなどを見つけた場合における関係機関へ報告
 - ・ 集配中に、認知症等による徘徊者や行方不明者、虐待を受けたと思われる高齢者等を発見したら自治体へ報告
 - ・ 個人宅の集配時に高齢者等への声掛けを実施し、現金送付型の特殊詐欺被害防止に協力
- (3) 道路等の異常について関係機関への報告体制の整備
 - ・ 宅配便の配送中等に道路等の異常や危険運転者に気付いた際に、被害を最小限に留めるべく行政関係機関に報告する体制を整備
- (4) 地域の防犯協力
 - ・ 不審者の報告や特殊詐欺被害拡大防止に向けた取組を支援
- (5) 交通安全等への取組
 - ・ 交通安全及び除排雪作業時の事故防止に関する普及・啓発等
 - ・ 幼稚園や小学校等と連携し、「さがわきゅうびん交通安全教室」を実施

4 環境にやさしい活動への支援に関すること

(1) モーダルシフトの推進

- ・環境負荷低減（CO₂排出量の削減）や労働力不足等への対応に向けて、トラックから鉄道や船舶などの環境負荷が少ない手段に転換する「モーダルシフト」を積極的に推進

(2) 環境にやさしい集配の拡大

- ・エコ安全ドライブの推進・エコカーの導入
- ・宅配便の再配達削減に向けた取組の推進

(3) 食品ロス・プラスチックごみ削減への取組

- ・「食べきり」「てまえどり」等の社員への周知
- ・社員へのマイボトル利用の呼びかけ

(4) カーボンニュートラルの推進

- ・あきたゼロカーボンアクション宣言の登録・取組の推進

5 女性の活躍推進及び雇用の促進に関すること

(1) 女性の活躍推進に関すること

- ・男女共同参画に取り組むとともに、女性活躍関連イベントへの参画や協力、情報発信等

(2) 地域企業と連携した障害者や高齢者、女性等の雇用支援

- ・県と連携した就業促進イベント等を通じ、障害者や高齢者、女性等の雇用を促進

6 その他、地方創生やSDGsに関すること

(1) 職場体験を通し物流事業の社会における役割の学習支援

- ・佐川急便の施設見学（営業所・サービスセンター・物流倉庫）など、児童養護施設等の子どもたちの職場体験の受入れを実施

(2) スポーツ振興に関すること

- ・スポーツイベント等への参画と協力

(3) 買い物困難者への代行支援

- ・山間地など買い物が困難な場所の買い物代行の支援

(4) SDGs 推進の啓発活動

その他、連携事項に記載のない事項や地方創生やSDGsに関する事項については、別途協議を行い、実施する。